



平成 25 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ミスミグループ本社
代 表 者 名 代表取締役社長 高家 正行
(コード番号 9962 東証第1部)
責任者役職名 経営総務室 広報・IR 担当
ジェネラルマネジャー 佐藤 裕史
(TEL 03-5805-7037)

2018 年満期ユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 3 日付取締役会において、総額 1 億米ドルの 2018 年満期ユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、精密機械部品を標準化することによって、たとえ部品一個からでも「高品質 (Quality)、低コスト (Cost)、短納期 (Time)」でお客様にお届けする「短納期一個流し」のミスミ Q C T モデルを確立してきました。2003 年以降、この事業モデルを本格的に海外展開するとともに、2005 年には駿河精機を買収しメーカー機能を持つことでミスミ Q C T モデルの国際競争力の強化に努めてまいりました。

2012 年 11 月には米国金型部品メーカーの最大手である Dayton Progress Corporation の全株式及び The Anchor Danly Company の Components 事業の経営権を総額約 2 億米ドルにて取得いたしました。当該買収により、当社グループは、金型標準部品における「グローバル・トップワン・サプライヤー」としてのポジションを確固たるものとすることができました。加えてこれまでの日本と中国・アジアを中心とした短納期供給体制から、欧米も含めたグローバル短納期供給体制を確立し、国際事業展開を加速させることを目指しております。

今後も当社グループは、国際市場において競合に勝る品質、コスト、納期を実現すべく、ミスミ Q C T モデルの世界展開と競争力強化に取り組んでまいります。

こうしたグローバル展開を推進する中で、当社グループは、上記 Dayton Progress Corporation 等の買収に伴う米ドル建て資産及び米ドル建て取引の増加を背景に、今後のグローバル展開の進展に即した資金調達の方法につき、様々な選択肢を慎重に検討してまいりました。その結果、足元の市場環境を的確に捉えたアセット・ライアビリティ・マネジメント (ALM) により為替リスクをヘッジするとともに、今後の当社グループの米ドル建て資金需要に対応する観点から米ドル建て資金を低コストで調達できる手法として、本新株予約権付社債の発行を決議するに至りました。

【今回調達資金の使途】

本新株予約権付社債発行による手取金約 1 億米ドルは、2012 年 11 月に Dayton Progress Corporation 等の買収を実施した当社子会社 MISUMI Investment USA Corporation への貸付け（実施時期：2013 年 10 月）に充当する予定です。当該買収時には手元資金による貸付けを実施しましたが、今回調達した資金を当該貸付けの一部ロールオーバーに充当するものです。

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国 1933 年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国 1933 年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

米ドル建てとすることで、アセット・ライアビリティ・マネジメント（ALM）による為替リスクの一部緩和に資するものと考えております。加えて、本新株予約権付社債は上記資金を確保するうえで、米ドル建てかつ長期多額の資金調達にも拘わらずゼロ・クーポンで発行されることから、普通社債等の資金調達手段と比較した場合に金利コストの最小化を図った調達手段となっております。また、商品設計においては、既存株主への配慮を主眼に置き、普通株式の市場価格以上の転換価額を設定していることに加え、転換制限条項を付与することで普通株式への転換を抑制しております。当社グループにとって、財務面でのグローバル対応は事業の国際展開を進める上で重要な施策であり、本新株予約権付社債は国際市場での良好な調達環境を適切に捉え、資金調達の多様性を具現化するものであると考えております。

【転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できない条項をいいます。本新株予約権付社債においては原則として、各四半期の最終 30 連続取引日のうちいずれかの 20 取引日において、当社普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し 1 セント未満を四捨五入した金額が、当該四半期の最終取引日の転換価額の 120%（1 セント未満を四捨五入）を超えた場合に限り、投資家は翌四半期において新株予約権を行使することができます。ただし、満期償還期日の 3 ヶ月前の日の翌日以降は、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

記

1. 社債の名称

株式会社ミスミグループ本社2018年満期ユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額100,000米ドル）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2013年10月21日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

UBS Limited（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の 102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数 100 株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国 1933 年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国 1933 年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,000 個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を 100,000 米ドルで除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2013 年 10 月 21 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(ロ) 転換価額は米ドル建とし、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5. (1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における当社普通株式の終値（以下に定義する。）を条件決定日午後3時（日本時間）時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値により米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行・} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当りの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{時} \\ \text{価} \end{array}}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行・} \\ \text{処分株式数} \end{array}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2013 年 11 月 4 日から 2018 年 10 月 8 日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、(i) 下記 7. (4) (イ)乃至(ホ)記載の繰上償還の場合には、当該償還日の東京における 3 営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、下記 7. (4) (ロ)記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ii) 下記

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国 1933 年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国 1933 年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

7. (4) (へ) 記載の本新株予約権付社債権の所持人の選択による本社債の繰上償還がなされる場合には、償還通知書が上記 9. 記載の財務代理人に預託された時まで、(iii) 下記 7. (5) 記載の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債に係る本社債の消却が行われるまで、また (iv) 下記 7. (6) 記載の債務不履行等による強制償還の場合には、期限の利益喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2018 年 10 月 8 日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社が組織再編等（下記 7. (4) (ハ) に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内に終了する 30 日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 151 条第 1 項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下、基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における 3 営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使できる期間を、当該変更を反映するために修正することができる。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 2018 年 7 月 23 日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権の所持人は、ある四半期（1 暦年を 3 ヶ月に区切った期間をいう。以下本(ロ)において同じ。）の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する 30 連続取引日のうちいずれかの 20 取引日において、当社普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レート（以下に定義する。）により米ドルに換算し 1 セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の 120%（1 セント未満を四捨五入）を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2018 年 7 月 1 日に開始する四半期に関しては、2018 年 7 月 23 日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間は適用されない。

① 当社が、本新株予約権付社債権の所持人に対して、下記 7. (4) (イ) 乃至 (ホ) 記載の本社債の繰上償還の通知を行った後の期間（但し、下記 7. (4) (ロ) において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

② 当社が組織再編等を行うに当たり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権の所持人に対し当該組織再編等に関する通知を行った日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国 1933 年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国 1933 年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

一定の日における「為替レート」とは、当該日の午後 3 時（日本時間）時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」（又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ）に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値をいう。ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、財務代理人が誠実かつ商業的に合理的に決定したレートをいう。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して下記7. (4) (ハ)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であつて、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4) (ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記(イ)記載の承継及び交付の実行日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国 1933 年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国 1933 年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の各新株予約権の行使は上記(7)(ロ)と同様の条件に服する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引受又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

1億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

(2) 社債の利率

本社債に利息は付さない。但し、下記(6)に従い遅延利息が支払われることがある。

(3) 満期償還

2018年10月22日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は撤回することができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本(イ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

(ロ) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し当社が本新株予約権付社債の要項

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国1933年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国1933年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

に定める特約に基づく追加額の支払義務を負い、かつ、当社が利用できる合理的な手段によってもかかる追加額の支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当該時点で本社債に関する支払期日が到来したと仮定した場合において、当社が当該追加額の支払をしなければならないこととなる最初の日に先立つ90日前の日より前にかかる通知を行うことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債の所持人は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債の所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記15. (1) 記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記15. (1) 記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ニ) (i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本(ロ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が発生したが、(a)上記6. (8) (イ) 記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、東京における14営業日以上前に事前通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で（かかる通知は、当該組織再編等が発生した日以降実務上可及的速やかに行うものとする。）、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還することができる。

上記償還に適用される償還金額は米ドル建てとし、上記6. (4) 記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする（但し、償還日が2018年10月9日から同年10月21日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記6. (4) 記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- (i) 当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）
- (ii) 資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）
- (iii) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）
- (iv) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国 1933 年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国 1933 年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

じ。)

(v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの

(ニ) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が上場を維持するよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする。但し、償還日が2018年10月9日から同年10月21日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由（下記(ホ)に定義する。）が生じる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ニ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ニ)記載の償還義務及び上記(ハ)記載の償還義務の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする。但し、償還日が2018年10月9日から同年10月21日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

(ヘ) 本新株予約権付社債権の所持人の選択による繰上償還

組織再編等が発生した場合、本新株予約権付社債権の所持人は、組織再編等の効力発生日に先立つ東京における5営業日前の日に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国1933年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国1933年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

権付社債権の所持人は、上記繰上償還日に先立つ20日以上40日以内の期間中に所定の様式の償還通知書をその所持する本新株予約権付社債券とともに下記(9)記載の財務代理人に預託することを要する。

(5) 買入消却

当社は、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。なお、当社の子会社は、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に引き渡すことができる。

(6) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、契約違反、当社又はその主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。以下同じ。）についての元本 5 億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行（但し、当社又はその子会社若しくは持分法適用関連会社から当社又はその主要子会社に対する金銭債務を除く。）、倒産手続の開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、実質的な全資産の譲渡、支払停止、事業の停止（但し、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除く。）又は重要な財産に対する執行が生じた場合、本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより下記(9)記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、当該本社債につき期限の利益を失い、その額面金額に下記の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、財務代理人が指定するユーロ米ドル市場における主要な銀行によって値付けされる、債務不履行の日の午前 11 時現在の 3 ヶ月米ドル預金に係るオフアード・レートと等しいものとして、当該財務代理人が決定する年率を額面金額に乗じた額をいう。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債の券面については、本新株予約権付社債を表章する記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.

(11) 社債の担保又は保証

本社債は担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

担保提供制限が付与される。

8. 上場取引所

該当事項なし。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国 1933 年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国 1933 年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【ご参考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による手取金約1億米ドルは、2012年11月にDayton Progress Corporation等の買収を実施した当社子会社MISUMI Investment USA Corporationへ2013年10月に行う貸付けに充当する予定です。当該買収時には手元資金による貸付けを実施しましたが、アセット・ライアビリティ・マネジメント（ALM）による為替ヘッジや将来のグローバル展開加速による米ドル建て資金需要なども勘案し、今般転換社債により調達することといたしました。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆さまに対する利益還元を最重要課題のひとつとして位置付け、連結純利益に対して配当性向25%を方針としております。

当社グループの剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は定款の定めにより取締役会、期末配当は定時株主総会です。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、経営環境及び業績等を勘案して決定しております。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	101.16円	105.14円	110.28円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	20.20円 (9.70円)	23.20円 (10.20円)	27.45円 (11.25円)
実績連結配当性向	20.0%	22.1%	25.0%
自己資本連結当期純利益率	11.3%	10.8%	10.2%
連結純資産配当率	2.3%	2.4%	2.5%

- (注) 1. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本（期首の自己資本と期末の自己資本の平均）で除した数値です。
2. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金総額を純資産（期首1株当たりの純資産の部合計と期末1株当たりの純資産の部合計の平均）で除した数値です。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始値	1,944円	2,075円	2,016円	2,594円
高値	2,143円	2,198円	2,695円	3,040円
安値	1,530円	1,533円	1,617円	2,360円
終値	2,065円	2,013円	2,594円	2,855円
株価収益率	20.4倍	19.1倍	23.5倍	—

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国1933年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国1933年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- (注) 1. 平成26年3月期の株価については、平成25年10月2日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成26年3月期については未確定のため記載しておりません。
3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

(3) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、ストックオプションの付与、本新株予約権付社債に付された新株予約権及びストックオプションの行使、単元未満株主の売渡請求による自己株式の売渡し、株式分割及び株式無償割当て、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以上

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国 1933 年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国 1933 年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。